

広島県水道広域連合企業団告示第8号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和8年4月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香

- 1 広島県水道広域連合企業団告示第12号（広島県水道広域連合企業団水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））
- 2 広島県水道広域連合企業団告示第13号（広島県水道広域連合企業団水道料金等の納付事務を取り扱う指定納付受託者の指定）
- 3 広島県水道広域連合企業団告示第14号（広島県水道広域連合企業団水道料金等の収納事務の委託（構成団体における収納事務））
- 4 広島県水道広域連合企業団告示第15号（広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収事務の委託）
- 5 広島県水道広域連合企業団告示第18号（広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収事務の一部の委託）